

令和2年度 第1回不動産公売

公売の日時	公売開始日時	令和2年10月22日(木) 午前10時00分から入札の留意事項を説明します。
	入札開始日時	令和2年10月22日(木) 午前10時30分
	入札締切日時	令和2年10月22日(木) 午前10時45分
	開 札 日 時	令和2年10月22日(木) 午前10時46分
公売の場所	小郡市役所 南別館3階会議室	
公売の方法	入札	
売却決定の日時	令和2年10月29日(木) 午前10時00分	
売却決定の場所	小郡市役所 収納課	
買受代金の納付期限	令和2年10月29日(木) 午後3時00分	
買受代金の納付場所	小郡市役所 収納課	
買受人の資格 その他の要件	以下のいずれかに該当する方は、公売への参加及び財産を買い受けることができません。また、以下のいずれかに該当する方は、代理人を通じて参加することもできません。 (1) 国税徴収法第92条(買受人の制限)または同法第108条第1項(公売実施の適正化のための措置)に該当する方。 (2) 公売財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合でこれらの資格などを有していない方。 (3) 暴力団員。 (4) 暴力団員が役員となっている法人。 (5) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者。	
公売保証金	別紙明細書のとおり	
公売財産の表示	別紙明細書のとおり	

1. 公売による権利移転に伴う費用(移転登記の登録免許税等)は、買受人の負担となります。
2. 買受代金を納付しないとき等は、公売保証金はお返しできません。
3. 公売財産についての権利移転及び危険負担移転の時期は、買受代金完納の時とします。したがって、代金完納後は、買受人の所有となりますから、財産の毀損焼失等による損害の負担は買受人が負います。
4. 買受人が売買代金を納付する時までに滞納税額完納の事実が証明された時、又は公売を取り消すべき理由がある時は公売を取消します。
5. 次順位買受申込者に売却決定する場合には、売却決定の日時及び買受代金の納付の期限が異なることがあります。
6. 地積等は、公簿表示によります。
7. 事情により公売(入札)を取りやめる場合があります。

配当を受ける者の権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに、その内容を債権現在額申立書により小郡市役所収納課に申し出てください。なお、債権現在額申立書の用紙は、小郡市役所収納課に用意しています。